

利用している施設や事業は？

※「保育の必要性の認定」とは・・・保護者が働いていたり、病気などで昼間、家庭で保育できない状況にあり、市により保育の必要性が認定されていることです
※年齢は4月1日時点で計算します。6歳になっても、その年度の3月末までは対象になります

保育所
認定こども園(保育所利用)

3～5歳・・・保育料が無料
0～2歳・・・市民税非課税課税世帯のみ保育料が無料
※同一世帯内の第三子以降の子どもは、上記にかかわらず保育料が無料です

幼稚園
認定こども園(幼稚園利用)

3～5歳・・・保育料が無料
※満3歳の誕生日後、年度途中で入園した場合も保育料は無料です
※いわゆるプレ保育は無償化の対象外です

預かり保育

「保育の必要性の認定」はありますか？

はい

3～5歳

月額11,300円を上限に、利用料を払い戻し
※月額上限とは別に1日当たりの上限額が450円となります

いいえ

2歳(満3歳)

市民税非課税世帯のみ、月額16,300円を上限に、利用料を払い戻し
※月額上限とは別に1日当たりの上限額が450円となります

預かり保育の利用は無償化の対象になりません

認可外保育施設
一時預かり事業
病児保育事業
ファミリーサポートセンター

保育所・認定こども園・幼稚園を利用していますか？

はい

無償化の対象になりません
※預かり保育の提供日数が少ない幼稚園は一部対象となる場合があります

いいえ

「保育の必要性の認定」はありますか？

はい

3～5歳

月額37,000円を上限に、利用料を払い戻し

0～2歳

市民税非課税世帯のみ、月額42,000円を上限に、利用料を払い戻し

いいえ

無償化の対象になりません

企業主導型保育事業

3～5歳・・・標準的な利用料が無償化
0～2歳・・・市民税非課税課税世帯のみ標準的な利用料が無償化
※国(児童育成協会)により直接無償化が実施されるので、詳細は施設にご確認ください

その他、国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部についても利用料は無償化されています
また、就学前の障害児の発達支援についても3～5歳は無償化されています(保育所等との併用可)